

黙示による包括的な同意として扱う事項について

個人情報保護法では、個人情報取扱業者（当健保組合を含む）は、あらかじめ本人の同意を得ないで個人情報を第三者に提供してはならないとされていますが、厚生労働省の健康保険組合等におけるガイドラインでは、被保険者にとって不利となるもの、または事業者側の負担が膨大であるうえ明示的な同意を得ることが必ずしも被保険者本人等にとって合理的であるとはいえないものについては、あらかじめ公表をしたうえで、被保険者から特段明確な意思表示がないものについては、黙示による包括的な同意が得られたものとして取り扱って良いこととされています。

当組合では、以下の事項についてその趣旨に該当するものとして、黙示による包括的な同意が得られたものとして取り扱わせていただきますので、ご理解のほどお願いいたします。ご質問等がある場合は当組合の個人情報に関する取扱窓口までご連絡ください。

1. 高額療養費（高額な医療費が発生した場合の医療費の還付金）を本人の申請に基づかず事業主経由で支給すること。（ただし、特例退職・任継被保険者へは直接送金する。）
2. 医療費通知（患者名、診療月、医療費、医療機関名等の受診通知）を世帯単位でまとめて行うこと。
3. ジェネリック通知（患者名、処方月、処方薬名、薬剤費、調剤薬局名等の処方内容通知）を世帯単位でまとめて行うこと。

エイチ・アイ・エス健康保険組合